

2017年12月13日

伊方3号炉広島高裁仮処分決定についての声明

伊方原発をとめる弁護団

伊方原発をとめる会

1. 本日、広島高裁第2部(野々上友之裁判長，太田雅也裁判官，山本正道裁判官)は、伊方原発3号炉運転禁止仮処分命令申立却下決定(本年3月30日広島地裁決定)に対する即時抗告事件において、原決定を変更し、来年9月30日まで伊方原発3号炉の運転禁止を命ずる決定をした。福島原発事故の悲劇を二度と繰り返してはならないという司法の責任を直視した決定であると同時に、もんじゅの原子炉設置許可処分の無効を認めた2003年1月27日名古屋高裁金沢支部判決を除き、原発の運転禁止を認めた唯一の高裁の判断であり、その意義は大きい。この決定により、昨年8月に再稼働した伊方3号炉は運転を禁止され、現在行われている定期点検が終了しても来年9月30日まで運転できないこととなった。
2. その決定理由は、阿蘇4噴火の火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価できないから伊方原発の立地は不適であり、また、四国電力による降下火砕物の層厚の想定(15cm)は過小であり、これを前提として算定された大気中濃度の想定(約 3.1 g/m^3)も過小であるとするものであり、当然の認定とはいえ、高く評価することができる。
しかし、火山事象以外の争点については、新規制基準は合理的であり、伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断も合理的であるとした判断は正当ではないし、特に地震についての判断は明らかな誤りである。
3. 伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線を無視して建設された原発

である。伊方1号炉は、中央構造線の存在を無視して建設され、伊方2, 3号炉は、中央構造線が活断層ではないとして建設された。「大きな事故の誘因」がないことを立地条件とする立地審査指針により、本来設置が許可される筈のない伊方原発が、中央構造線の存在を無視し活動性を否定することによって許可されてしまった。そして、その後、中央構造線が我が国最大の活断層であることが明確になったら、今度は、原子力規制委員会によって立地審査指針が無視されて、再稼働が許可されてしまったのである。本来地震国である我が国に原発を建設すること自体が間違っているが、東海地震の震央に建設された浜岡原発同様に、伊方原発は、中央構造線の直近に位置すると同時に南海トラフの巨大地震の震源域にも位置しており、地震による危険性は全国でも飛び抜けた危険極まりない原発なのである。しかも、事故が発生した場合には、佐田岬の半島側に居住する約5000人もの人々が避難出来ないことも常識となっていると言って過言ではないし、閉鎖性水域である瀬戸内海が死の海になることは必定なのである。これを看過した本決定の誤りは明白である。また、来年9月30日までと期限を設定した点も根拠薄弱である。

4. かつて「絶対安全」とされていた原発が、福島原発事故においてレベル7の破滅的な事故を起こし、それ以降、国も電力会社も「絶対安全などあり得ない」というようになり、過酷事故を想定した大規模な避難訓練を行うようになった。我が国最大の活断層である中央構造線が直近にあり、南海トラフの巨大地震の震源域にある伊方原発が過酷事故を起こす危険を避けるため、住民が、その運転停止を求めるのは当然のことである。戦前の竹槍訓練を想起させる避難訓練に身を委ねることは出来ないと思えるのも当たり前のことではないか。
5. 四国電力は、本日の決定を真摯に受け止め、抗告申立等することなく、これに従うべきであるし、来年9月30日以降も伊方3号炉を運転すべきではない。

以上